

国 国 計 第 207 号

平成 25 年 3 月 22 日

各都道府県土地利用基本計画担当部局長 殿

国土交通省国土政策局

総 合 計 画 課 長 （公印省略）

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画
及び国土利用計画の運用指針について

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用にあたり、日頃から御尽力いただきありがとうございます。

同法は、施行以来 30 年以上が経過し、また、地方分権の観点から、国と都道府県の関係についての改正を何度か経たことで、現在では不明確となってしまった解釈・運用等が多々存在しているところであります。

このため、今般、土地利用基本計画及び国土利用計画についての国土交通省国土政策局の解釈、都道府県及び関係行政機関との関係等の運用の現状を、原則的な考え方として明文化し、これを改めて都道府県にお示しすることで、都道府県の多様な取組みを促しつつ、円滑な制度運用に資することとしました。

当然のことながら、地域の実情、個別の事案等によっては、本指針に示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合を排除するものではありません。また、本指針の趣旨は、現在の運用を直ちに本指針どおりの運用に改めるべきということではなく、今後運用していく中で必要に応じて本指針を一つの考え方として御活用頂き、地域の実情に合わせて、様々に活用して頂ければ幸いです。

以上を踏まえ、国土利用計画法の運用に関する技術的助言として、別添のとおり「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を策定し、別添にて通知します。